

はるの会(社会福祉法人はる家族会)会則

1 名称

この会を「はるの会(社会福祉法人はる家族会)」とし、事務局は社会福祉法人本部に置く。

(所在地:東京都世田谷区等々力2-36-2 エクセル等々力201号)

2 構成

この会は、社会福祉法人はるが運営する事業利用者の家族を会員として構成する。

法人はるの運営する事業とは、「社会就労センターパイ焼き窯」「パイ焼き茶房」「はるの邑」「しごとも」「はるの相談室」「ガーデンカフェ「ときそら」」を指す。退所者の家族も入会申し込みにより会員資格を継続できる。

3 目的

- 1)障害を持つ当事者(社会福祉法人はる利用者・OB・OG)と家族が地域で安心して暮らしていけるよう、お互いに学び支え合う場を共有する。
- 2)家族としての願いや悩みを会員同士で共有し、法人の事業に反映して実現を共に目指す。
- 3)障害者制度の改善や社会にある偏見を失くすために、学習し行動する。
- 4)社会福祉法人はるの運営を支援し協力する。

4 事業等

- 1)定例会の開催は法人全体の開催が年2回、事業所ごとの開催が年1回とし、必要に応じて臨時及び担当者会を開く。
- 2)総会を5月に開催し、前年度の活動報告・会計報告、今年度の担当者の選出・活動計画・予算案を審議し承認を得る。
- 3)会員の要望に応じて勉強会・行事等を開催する。

5 担当者

1) 代表

- ・本会の安定運営のため本会の代表は社会福祉法人はる 本部事務局長が務める。

2) 家族会会員

- ・全員が事業のいずれかを担当することとする。
- ・各担当より世話人を1～2名選出する。
- ・世話人は事務局と協議の上、事業の企画・運営にあたる。

3) 任期

- ・任期は1年とする。

4) 「はるの会」事務局の役割

- ・「はるの会」事務局を、社会福祉法人はる本部に置く。
- ・会議等を招集し運営に当たり記録を残す。
- ・会員名簿を作成し、管理する。
- ・会計(会費・年間予算・決算・経理実務)を行う。

6 会計

- 1) 家族会運営経費は家族会費収入によってまかなう。
- 2) 会費は年4,000円とする。
- 3) 会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。
- 4) 会計報告は年1回行う。

7 付則

上記の会則は2006年3月18日に改正、施行するものとする

上記の会則は2007年3月31日に改正、施行するものとする

上記の会則は2009年1月20日に改正、施行するものとする

上記の会則は2011年1月1日に改正、施行するものとする

上記の会則は2015年4月1日に改正、施行するものとする

上記の会則は2021年6月1日に改正、施行するものとする